

購買事業取引約款

(目的)

第1条 この約款は、鶴岡市農業協同組合（以下、当組合という）が行う購買事業の取引条件を定めることを目的とする。

(取引内容)

第2条 この約款は、当組合が取り扱う購買品（肥料、農薬、その他農業生産にかかる資材、食料品、家電機器、その他生活にかかる資材、農業油、給油所取扱品、LPガス、ガス器具、電気、農機、車両等）にかかる取引を対象とする。

(代金回収の方法)

第3条 代金回収は、次の方法による。

- 1 現金による取引
- 2 貯金口座引落としによる取引
- 3 口座振込による取引
- 4 クレジットカード決済による取引
- 5 QRコード決済による取引

② 前項3号の場合、振込手数料は契約者の負担とする。

ただし、振込手数料の取扱について当組合と個別に契約している場合、その内容に従うものとする。

(代金の決済日)

第4条 購買代金の決済日については、原則として次のとおり設定するものとする。

- 1 当月供給した購買品は当月末を締め日とし、翌月末日を決済日とする。
- 2 購買品の予約供給については、予約注文ごとに決済日を別に定める。
- 3 当組合と個別に決済日を定めた場合は、それを決済日とする。

② 前項の決済日が休日の場合は前営業日を決済日とする。

(納品方法)

第5条 商品の納品は、次の方法による。

- 1 店舗での引き渡し
- 2 購入者の指定場所への配送

② 前項については、購入者が受領書に押印又は署名を行うことをもって納品完了とみなすことを原則とする。

ただし、前項により、配送時に購入者が不在の場合には、当組合配送担当者が受領書に配達日時・配達場所を記入し、配達の証印又は署名を行うことによって、納品完了とすることも可とする。

(取引の停止)

第6条 第4条に定める決済日において支払いがない場合、当組合の判断により以後の取引について、取引停止とすることができる。

(遅延損害金)

第7条 第4条に定める決済日において支払いがない場合、購買代金に対して年6.58%（当組合で定める営農ローン利率（保証料率を含む）に0.5%を上乗せした利率。ただし、営農ローン利率は金融情勢の変化その他相当の理由がある場合には変更するものとする。）の遅延損害金を徴収する。遅延損害金は決済日より1カ月を経過した翌日より計算を開始し、2カ月目から遅延損害金を徴収する。

(再振替決済)

第8条 貯金口座引落としによる取引の場合、決済日に決済されない購買代金に対しては、必要に応じて当組合の指定する日に再度振替決済を行う。

(即時支払)

第9条 次の事項の一つでも該当した場合に未払いの購買代金等がある場合は、期限の利益を失うものとし、当組合からの請求がなくても、それらを直ちに支払わなければならない。

- 1 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
 - 2 仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 3 債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、自ら営業の廃止を表明したとき、または、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
 - 4 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき。
- ② 次の事項に一つでも該当した場合に未払いの購買代金等がある場合は、当組合からの請求があり次第、それらを直ちに支払わなければならない。

- 1 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき。
- 2 その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(相殺)

第 10 条 当組合は、決済日において決済されない購買代金および前条の即時支払となった購買代金について、組合員等利用者に対し債権を有するときは、この債権と当組合が組合員等利用者に対し負担する債務とを支払期限にかかわらず、その対当額について相殺することができる。

(反社会的勢力の排除に関すること)

第 11 条 組合員等利用者は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）でないこと。
- 2 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
- 3 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有しないこと。
- 5 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
- 6 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

② 組合員等利用者が前項各号に違反する場合、あるいは組合員等利用者が次の各号に該当した場合には、当該組合員等利用者の一切の債務は期限の利益を失い、当組合の請求に応ずるものとし、かつ当組合は本約款または本約款に付随する契約、覚書その他合意の全部もしくは一部を解除することができる。

- 1 自らまたは第三者を利用して、当組合に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
- 2 当組合に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合
- 3 前項の規定に基づき解除をされた組合員等利用者に損害が生じたとしても、当組合は損害賠償金、補償金その他名目を問わず、当該組合員等利用者に対して、なんらの金員も支払う義務を負わないものとする。

(約款の変更)

第 12 条 当組合は以下の場合、当組合の裁量により、この約款を変更することができる。

- 1 この約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - 2 この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の事情に照らして合理的なものであるとき
- ② 当組合は前項によるこの約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の1か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当組合ウェブサイト (<https://ja-tsuruoka.or.jp/>) に掲示し通知する。
- ③ この約款の変更が、契約者の不利益となる場合は、契約者の同意を得ることとする。

ただし、不利益の程度が軽微な変更については、変更後の約款の効力発生日以降に契約者が事業を利用したことをもって、契約者が約款の変更に同意したものとみなす。

以 上

(2026 年 4 月 1 日現在)